

別紙 1

(賃貸借（リース）－車両)

仕様書

豊田総合支所市民生活課（税務係）電気自動車賃貸借業務の仕様については、次のとおりとする。

1 納入場所及び台数

別紙 2 車両仕様書のとおり

2 車両の仕様等

別紙 2 車両仕様書のとおり

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで

(2) 賃貸借期間 令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで（6 0 月）

(3) 納入期限 令和 9 年 3 月 1 日

納入が遅延する場合は、納入日までの間、代車での対応とする。代車は、電気自動車又はハイブリッド自動車とするが、これらでの対応が困難な場合はガソリン車でも可とし、賃貸借料金に含む。

(4) 賃貸借料

賃貸借料には、次のものを含むこととし、その支払いは、月払いとする。

☐登録納車費用

☐リサイクル料金

☐自動車税

☐自動車重量税

☐自動車損害賠償責任保険

☐任意保険（種類：一般車両保険（免責 0 円）、対人損害賠償：無制限、対物損害賠償：無制限、人身傷害保険：無制限、代車特約：日額 5,000 円以上、ロードサービス対応）

☐車検整備（継続検査、定期点検整備及びこれに伴う整備を含む。）

☐法定定期点検整備（これに伴う整備を含む。）

☐代車提供

☐消耗・摩耗・亀裂等によるタイヤ交換（必要に応じて行うこと。）

☐夏用タイヤと冬用タイヤの交換（年 2 回）

☐自然消耗によるバッテリー（メイン・補助）の交換（必要に応じて行うこと。）

☐メンテナンス料

☐一般修理（消耗品・摩耗部品の交換及び故障修理）

☐納入時の搬入費用及び賃貸借期間が終了したときの搬出費用

別紙 1

(賃貸借（リース）－車両)

4 契約の方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間に係る予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

5 下関市暴力団排除条例による措置

別記1「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

6 その他

- (1) 本物件はメンテナンスリースとし、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者はリース事業者とし、下関市は本物件の使用となる。
- (2) 納入時に、納入場所にて豊田総合支所市民生活課職員が検品を行う。
- (3) 車検整備、法定定期点検整備及び修理の際の代車は、電気自動車又はハイブリッド自動車とするが、これらでの対応が困難な場合はガソリン車でも可とする。